

特定適格消費者団体の
認定・監督に関する指針等検討会
第4回議事録

消費者庁消費者制度課

第4回特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会 議事次第

日 時：平成26年8月6日（水）14:00～15:45

場 所：消費者委員会 大会議室

1．開 会

2．特定適格消費者団体の認定要件

3．その他

4．閉 会

升田座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第4回「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」を開催したいと思います。本日は、川口委員は御欠席、渡部委員は遅れて到着との連絡をいただいております。議題に入ります前に、本日の配布資料について消費者庁から御説明をお願いいたします。

小田専門官 まず、資料1が今回御議論いただく資料になっております。そして、資料2が検討事項及び今後の進め方ということになっており、今回の検討事項については下線を付しております。以上になります。

升田座長 本日の検討会におきましては、法65条に定めております「特定適格消費者団体の認定要件」を議題としております。認定要件のうち業務規程につきましては次回の検討事項ということになります。報酬及び費用の基準につきましては第7回の検討事項として予定されております。今回の資料1につきましては、「第1」から「第6」に分かれておりますので、順次検討の対象としていきたいと思っております。それでは、資料1の第1から説明をお願いいたします。

小田専門官 資料1の第1について御説明いたします。法第65条第4項第1号では、「差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っている」と認められることが必要となっております。ここでいう法第65条第4項第1号に規定する差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められる場合には、次の内容が該当します。

まず として、適格消費者団体の認定を受け、原則として少なくとも2年以上継続して適正に差止請求関係業務を行っていること。 として、活動実績の評価対象として、裁判上の差止請求だけでなく、裁判外の差止請求も考慮すること、となっております。

そして、具体的な内容については2. に書いてありますので、そちらを御説明します。まず の差止請求関係業務を「相当期間にわたり継続して適正に」行っていることですが、特定適格消費者団体となるためには、特定認定を受けた後、安定的かつ継続的に被害回復関係業務を遂行することが期待できる団体でなければなりません。そこで、適格消費者団体が差止請求関係業務を「相当期間にわたり継続して」行っていると判断するためには、特定認定の有効期間が適格消費者団体の認定の有効期間と同じ3年間であり、適格消費者団体の認定要件として「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていること」とされているところ、その「相当期間」とは、原則として当該活動が2年以上継続していることを必要としていることを踏まえて、特定認定に際しても少なくとも2年以上の期間、差止請求関係業務を継続して行っていることを原則とすることが必要であると考えられます。

ただし、この要件を充足しているか否かの判断は、適格消費者団体の活動の頻度を初め、被害回復関係業務を遂行するための体制の整備や専門的知識・経験の確保、経

理的基礎等の他の要件の充実度等を総合的に考慮することが適当と考えられます。

次に、差止請求関係業務を「適正に」行っていると判断するためには、例えば活動実績として考慮する期間中の差止請求関係業務に関し、消費者契約法第33条の規定に基づく適合命令や改善命令を受けることなく行っていることが必要であると考えられます。また、内閣総理大臣には、差止請求関係業務が適正に行われることを維持・確保する観点から、消費者契約法の実施に必要な限度において、報告及び立入検査についての権限が認められているところ、この権限に基づく措置が講じられたか否か、その措置に対する対応等についても、上記判断の考慮要素とすべきと考えます。

の「差止請求関係業務」の内容についてです。消費者契約法第13条第1項にいう「差止請求関係業務」には、裁判上の差止請求のみならず、裁判外の差止請求も含まれています。差止請求関係業務の実績の評価に当たっては、裁判上の差止請求のみならず、裁判外の差止請求を含めて考慮することが適当と考えられます。第1については以上になります。

升田座長 ありがとうございます。それでは、ただいま説明いただきました点につきまして、御質問や御意見ございましたらお願いいたします。どうぞ、大高委員。

大高委員 ありがとうございます。ただいま御説明いただいた点につきましては、基本的に賛同するものであります。原則として、適格消費者団体としての差止請求関係業務を継続して行っている期間を2年以上とする点とか、適正に行っているかどうかの判断基準として、一定の行政処分を受けてないこととするという点について、基本的にはこのとおりではないかなと思っております。ただ、適格消費者団体のガイドラインと同様に、差止請求関係業務の充実ぶりや、また被害回復関係業務の体制の整備や専門知識、経験の確保など、これらの充実ぶりを踏まえて、場合によっては継続している期間が2年に満たない場合であっても相当期間と評価してもよいのではないかなと思っております。今回の記載はそれをも排除するものでないのではないかなと思っておりますけれども、その点、指摘しておきたいと思えますし、逆に、被害回復関係業務の体制の整備や、そういったものを整備してから更に一定期間の経過を要するというような運営になるのであれば過重な要求になるのではないかなと思えますので、その点は指摘しておきたいと思えます。

また、差止請求関係業務の実績の評価に当たって、裁判上の請求のみならず、裁判外の請求も含めるという点については、先日のヒアリングでも出ていた、現在の適格消費者団体の活動の実情を適切に踏まえたものと思っておりますので、この点も評価できるのではないかなと思っております。以上です。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。澤委員、どうぞ。

澤委員 2点質問なのですが、1点目はお越しいただいている参考人の方にお伺いしたいのですが、2年間という期間の間にどれぐらいの差止業務ができるのかという点を御教示ください。実態としてその2年間のうちに1回しか差止請求できないと

いうのだったら、2年ではすごく短いのかなと思います。

2点目が、更新のときに、適格消費者団体の更新と特定適格消費者団体の更新と、この時期がずれてしまうと、何回も何回も更新の手続をしなければならないということになってしまうので、それを配慮しなければならないのかと思っております、2年という形になってくると、ちょうど更新が3年おきだと思いますので、そのタイミングというのがどうなのかなというところを確認させていただきたいと思っております。

升田座長 それでは、まず消費者庁から何かありましたら。

小田専門官 では、今の2点目の質問の更新のときの時期のずれの問題ですけれども、これについては時期を合わせる形になっていまして、具体的には基本資料集の中の条文のところを見ていただきたいと思いますけれども、法の第69条で「特定認定の有効期間は、当該特定認定の日から起算して3年とする」となっております、ただし、当該特定認定の日における当該特定認定に係る消費者契約法第13条第1項の認定の有効期間、これが適格消費者団体の認定の有効期間なのですけれども、その残存期間が特定認定の有効期間より短い場合は、同項の認定の有効期間の残存期間と同一となっておりますので、有効期間が同一となるように法律で定められています。そこについては特段の手当ては必要ないのではないのかなと考えております。

升田座長 第1点目ですけれども、きょう、お暑い中、参考人の方2名にもおいでいただいておりますが、どちらかお願いできたらと思っております。どうぞ、磯辺参考人。

磯辺参考人 私ども、消費者機構日本の例でいいますと、大体1年間に8件程度について、裁判外のものが中心ですけれども、差止請求の事案が終了しているということが実績かと思っております。以上です。

升田座長 伊藤参考人は何かございますか。

伊藤参考人 当団体についても、新たに申入れ等する事件というのが年に10件前後かなというところがございます。訴訟にいくものというのは、過去に、当団体では1件しかありませんけれども、事実上の申入活動というのはそのぐらいの件数になります。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。どうぞ、三木委員。

三木委員 活動実績のところなのですが、相当期間の評価のところですが、私も大高委員と同じような意見なのですが、適格消費者団体の認定を受けてから2年間が必要かという点も必ずしもそうではないのではないかなと考えられるのですが、といいますのも、適格消費者団体の認定・監督のガイドラインにおいても相当な期間の解釈を取り入れておられるので、そのような形で、この適格消費者団体の活動状況によって短縮も考慮できるのではないかなと思いますので、そのところを再度申し入れたいと思っております。それから、また の評価対象なのですが、裁判外の差止請求も考慮するという点では賛成です。以上です。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。どうぞ、和田委員。

和田委員 こちらの、継続して2年以上差止請求関係業務を適正に行っていることとい

うことは、私は要件として重要なものだと考えております。少なくとも適格消費者団体に認められるまでの間も2年という実績が必要とされておりますし、また、新しく特定適格消費者団体と認定された以降携わることになる集合訴訟の関係業務については、恐らく1年以上長い期間にわたって業務をすることになると思われま。そうしますと、実績として、そういう訴訟に関する業務を2年程度は安定的に行えるということが確認できていることが消費者のためにも必要ではないかなと考えております。

この2年の計算なのですが、適格消費者団体として、その業務の内容について当然改善命令等の対象とならない、適正に行われている問題のない期間が2年以上あるということが少なくとも必要ではないかと考えています。以上です。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。どうぞ、榎本委員。

榎本委員 ありがとうございます。私も、2年以上というところは、原則、賛成なところなのですが、先ほど来話に出ている、件数といいますか、そういったものが些少だったときに、そこでどういう評価を加えるかというのが、ハードルではないのですが、基準なりを設けるといふ検討も必要でないかなと思っております。以上です。

升田座長 毎回申し上げて何なのですけれども、別にきょうまとめというわけではありませんで、いろいろ御意見を伺いながら徐々に集約してまいりたいと思っておりますが、おおむね御意見いただいたということによろしゅうございますか。それでは、課長から何かあれば。

加納制度課長 活動実績については、澤委員や榎本委員の御指摘もあったように、2年間やっていけば、その間にある程度やっているだろうということを前提に、和田委員がおっしゃるように、改善命令もなくきちっとやっていますねということを念頭には置いておるのですけれども、例えば件数が少な過ぎてどうかということは考慮する必要があるかと思いましたので、そこは検討させていただきたいと思いました。

そして、三木委員がおっしゃった2年でないケースというのは要するにどういう場合かといいますと、適格消費者団体は3年の更新制ですと来ているので、本当は2年以上やっているはずなのです。では、どういう場合があり得るかといいますと、適格消費者団体の認定を得て1年しかたっていないときに特定認定の申請をしてくるという可能性もあるわけですし、そのときにどうしようかということでありまして、この書き方は、原則2年とするということになりますと、残念ながら、その団体はまだ無理ですよという考えを前提にはしております。ただ、今の適格消費者団体の認定のガイドラインの中でも総合的な考慮という余地はあってもよいということで、お示しはしています。その点についてそういう考慮はしなくていいのではないという御意見や1年しかたっていないけれども、それでもきちんとやってくれるというのが見込めるのだったら、特定認定をしていいのではないかという御意見があれば更に検討を深めることができると思いますので、もし可能であればそういった御意見もいただければと思います。

升田座長 意見を求められていますけれども、そんなものだということによろしいでしょうか。それでは、引き続きまして資料の第2の説明をお願いいたします。

小田専門官 第2について説明します。法第65条第4項第2号では体制の整備について規定しております。そして、この法第65条第4項第2号に規定する被害回復関係業務を適正に遂行するための体制の内容については次のものが該当します。まず として、被害回復関係業務の実施に係る組織の運営（事務所掌、権限及び責任等）について定款又は業務規程において明確に定められていること。 として、被害回復関係業務の実施に係る組織の事務の遂行に従事する役職員や専門委員等の選任及び解任の基準並びに方法が定款又は業務規程において適切に定められていること。 被害回復関係業務の規模・内容等に応じ、当該業務の適正な遂行に必要な人員（役職員や専門委員等）が確保されているとともに、事務処理を行うために必要な施設・物品等が確保されていること。 として、被害回復関係業務の一部を第三者に委託する場合は、特定適格消費者団体と委託先との契約において委託先の適正な業務遂行が確保できるような措置が講じられていること。そして具体的な内容については2. から書いてありますので、そちらを説明します。まず、（1） の組織に関する事項が定款又は業務規程において規定されていることについてです。被害回復関係業務の遂行に関し、消費者被害に係る情報の収集から分析・検討を経て、被害回復裁判手続を進行し、消費者被害の回復に至るまでの一連の業務を適正に遂行できるよう、特定適格消費者団体に具体的な機関又は部門その他の組織が設置されることについて、当該団体の定款又は業務規程において規定し明らかにされていることが必要と考えられます。また、当該団体の事務の遂行に従事する者に関する事項についても同様に定款又は業務規程において規定されている必要があると考えられます。

（2） 人員・物品等が確保されていることについてです。「必要な人員」については、実施しようとする被害回復関係業務の規模や業務の実施の方法、当該人員の勤務形態などによって異なるものであり、これらの点を総合して必要な人員を個別に判断することが考えられます。同様に、「必要な施設・物品」についても、実施しようとしている被害回復関係業務の内容を実施するために必要な施設・物品等が確保されている必要があるが、恒常的に一定の人員及び施設等を確保していることを求めるものではないとすることが適当と考えられます。

（3） 業務委託についてです。ここでいう業務委託については、弁護士に代理人を委任する場合や、通知・公告の際に立ち上げる専用ホームページを業者に依頼するような場合を想定しております。組織体制の整備に関し、第三者に被害回復関係業務の一部を委託することも考えられるところ、委託先には消費者裁判手続特例法及び消費者契約法に基づく行政監督を直接及ぼすことができないことを踏まえ、特定適格消費者団体と委託先との契約において、委託先に定期的な報告義務を負わせること、業務遂行が不適正な場合には特定適格消費者団体に是正を求める権限や契約を解除する

権限が付与されていることなど特定適格消費者団体が委託先の適正な業務遂行を確保できるよう措置を講じた上で委託することが必要と考えられます。

なお、被害回復関係業務の全てを一括して第三者に委託することは、法が特定適格消費者団体に限って被害回復関係業務を認めた趣旨と矛盾することから、許されません。第2については以上です。

升田座長 ありがとうございます。それでは、ただいま説明いただきました点につきまして御質問や御意見等ございましたらお願いいたします。どうぞ、大高委員。

大高委員 ただいま御説明いただきました体制の部分につきましては、基本的にこのような内容になるのではないかと考えておりまして賛同するものでありますけれども、以下2、3点意見を申し上げたいと思います。

まずひとつは、 の人員・物品等の確保に関して、ペーパーで恒常的に確保している必要はないとすることが適当だという点については評価したいと思います。今回の新しい制度、特に二段階目の手続については非常に波があるものでして、その体制を整えなければいけない期間と不要な期間というものが当然出てくるわけですので、その観点から、恒常的なことは必要ないということについては非常に適切ではないかと考えております。

次に、 の第三者への業務委託でございますけれども、確かに、なお書きに書いてありますとおり、丸投げになるような委託が許されないのは当然だろうと思います。ただその一方で、団体できちんと意思決定やコントロールを行いつつ、例えば二段階目の配分手続の事務作業を破産管財業務等でノウハウを有する一定の法律事務所などに業務委託をするという考えがあってもよいだろうと思います。なお、この点に関連して、業務委託において委託先との契約の適正さを確保する必要があるということはそのとおりでありますけれども、このうち弁護士に対する委任に関しては、もともとその委任内容の適正さについては弁護士職務基本規程により十分確保されているのではないかと考えております。御承知の方もいらっしゃると思いますが、この弁護士職務基本規程というものは、従前の弁護士倫理規程に代わるものとして弁護士会の会規として定められておりまして、弁護士がこれに違反した場合は懲戒の対象となり得るものとされております。今回のペーパーで記載されている、委託先の適正な業務遂行の確保のために必要な措置という内容については、基本的に弁護士職務基本規程の趣旨を害するといえますか、矛盾するものでないということについては、確認を念のためさせていただきたいと考えております。以上です。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。どうぞ、和田委員。

和田委員 幾つか指摘させていただきたいことがあるのですが、まず、今の業務委託についてですが、今回、被害回復関係業務を行うに当たって、弁護士等に委託することは、業務の性質からいってある程度想定は当然されるものだと思うのですが、団体による業務、団体として行うべき業務が、結局、ここにも書かれているように、

全て一括して第三者にということ代理人に丸投げされるような形ですと、団体が抜け殻となって、団体規制が形骸化してしまいます。この点は、非常に気をつけなければいけないと考えておりました、この業務委託については十分に団体の側できちんと監督する必要があると考えております。今、大高委員から御指摘があった弁護士職務基本規程についてなのですが、これは弁護士としての業務の適正性を確保するための規律であると今の御説明を伺って受け止めたのですけれども、弁護士としての業務の適正性を確保するということと団体としての業務の適正性を確保するということは、厳密には性質として違うところがあるかと思っておりますので、弁護士であれば委託しても大丈夫ということに全くイコールではないのではないかなと考えております。業務委託についてはやはり団体としてきちんと監督するということが一番大事なことでありまして。

それから、ここの体制の中でひとつ御提案として申し上げたいことがあるのですが、被害回復関係業務の中で必然的に、対象消費者に対する何らかの金銭の支払業務を想定されると思います。その場合、対象消費者のために財産を預かり、それを適正に分配するという、非常に技術的にも適正性が求められる重要な業務を行うことになるものですから、こちらについて、経理処理とか財産管理の適正性を確保するための体制、人的体制なのか、それが職員によるものなのか、あるいは理事、監事によるものなのか、それはこれからまた皆さんで議論していただきたいと思っておりますけれども、何らかの形で、経理処理、財産管理の適正性を確保するための措置というのは講じられるべきではないかなと考えております。

それからもう一点、人員・物品の確保について、恒常的に確保していることを求めるものではないと書かれているのですが、こちらについては、私、若干疑問に思っております、訴訟提起がいつ起こるかわからないという状況の中で、その訴訟提起する時点できちんとそれに必要な人員や施設が確保されているのかということがやはりある程度担保されていないと、訴訟を起こすだけの決定はしたとしても、それを遂行できるだけの体制がそんなにすぐに整えられるのか疑問に思います。もちろん恒常的に何十人もいなければいけないということではないのだと思いますが、一定程度の人員・施設というのはやはり恐らく訴訟を提起しても適正に遂行するのに、必要なのではないかなと考えております。以上です。

升田座長 今回の最後の点は御質問ということになるのでしょうか。それとも御意見にとどまるということでしょうか。

和田委員 意見ですが、実際に今どのように対応されているのか、もし御教授いただければとお願いいたします。

升田座長 ということで、また申し訳ないですが、参考人から何かございましたらお願いいたします。

磯辺参考人 現状の業務、差止請求関係業務につきましては、差止請求訴訟に至ったか

らといって急に人員の増が必要だとかいうことにはなりませんので、現実には今雇用している範囲の事務局のメンバーで対応ができるということになっております。今、被害回復関係業務についてこういった体制でやるかということについて内部で検討しているところですが、やはり二段階目に入った際の消費者からの問合せへの対応、適切に説明して授権を受け、届出債権の認否等についても個別の消費者ときちんと連絡をとるといった体制が必要かと思っております。ですから、そういう二段階目の業務が発生した時点で、その体制をきちんと確保できるように、例えば相談員の経験者の方々に登録をあらかじめしておいて、臨時の際にはその方にお声がけをして、何名か応援に来ていただくとか、そういったことで対応できないかというふうな議論をしています。それはまだ私どもの本当に単独の議論だけですが、御紹介したいと思っております。以上です。

升田座長 伊藤参考人、いかがでしょうか。

伊藤参考人 団体としての経験というのは、まだこの業務をやっているわけではないのですが、弁護士としての経験として申し上げますと、大規模な消費者被害が発生した事件なんかですと、やはり直ちに対応しないといけないということになりますけれども、そういう場合は中心となる弁護士が消費者問題に取り組んでいる弁護士に声がけをして、20名、30名の弁護士が集まって、それぞれ消費者の方の担当を決めて、また説明会をする場合はどこかの会場を借りて説明会を行うとか、特設の電話を設けるとか、そういう形で適宜対応しております。絶えず個々の弁護士事務所がそういう大規模の事件に対応できるような体制を常に整えているわけではないのですが、そういった形で対応することが多いのかなと思っております。ですので、今回の被害回復関係業務についても、私の中のイメージとしてはそういった、同じような形でできるのではないかなと思っております。以上です。

升田座長 ありがとうございます。それでは、そのほかに委員の方から何かありましたらお願いいたします。澤委員、どうぞ。

澤委員 ありがとうございます。まず人員のところなのですが、ここは相対的に決まってくると思っています。まだ、この法律の運用が始まってない中では何ともいえないというところがあって、事件がたくさんあれば継続的に人員体制を整えるということもできるでしょうし、始まってみて全然事件がないのであれば、それなりの人員を置いておくこと自体がちょっと難しいということになると思っております。ですので、認定のところの要件としても、そういう社会的な状況とかそういうものを勘案しながら考慮するというところを記載されてはいいかなと思っております。

次の業務委託なのですが、ここは丸投げしてはいけないというところはまさにおっしゃるとおりで、それがされてしまったら監督できないということになってしまふのです。そういう意味では、監督することを担保するには、どういうところに業務委託しているのかというのを消費者庁でも把握できるような体制を整えるべきでは

ないかと思えます。例えば財務情報だったり、反社会的なところはだめだとか、そういったところを監督できるような形にされてはどうかと思えます。

あと、業務委託先というところなのですから、ここはどこを選ぶかという選定プロセスがかなり明確になっている必要があると思っております。例えば、公共入札だと、基本的には随意契約はだめで入札しましょうという形になってはいますが、そういった形で、厳密な入札にするか、相見積もりでいいとするかはあると思えますけれども、そのプロセスだったり、委託先を選定した理由とか、そういったものも明らかにするべきと思えます。

あと、先ほど大高委員から御説明があった弁護士職務規程のところについては、弁護士だから例外ということには私もならないと思っております。特に弁護士の中でも専門性等ございます。そういったところも、先ほど申し上げた委託先の選定の理由など加味して考慮するべきではないかと思っております。以上です。

升田座長 ほかにいかがでしょうか。三木委員、どうぞ。

三木委員 この体制のところは、私は規定内容では基本的に問題ないのではないかと考えております。業務委託の問題としては全てを一括に委託するというのは当然許されないというぐらいで今考えております。以上です。

升田座長 そのほかにいかがでしょうか。大高委員、どうぞ。

大高委員 すみません。先ほどから言っています弁護士職務基本規程の関係で、私の趣旨がちょっと不十分だったかと思えますので、補足したいと思えます。私の発言の趣旨としては、弁護士に対する委任に関しては一切、例外としてはどうかという提案ではなくて、弁護士に関してはこういう規定が既にあるところですので、その規定の内容も踏まえて、それと矛盾ないような形でそこはうまく仕組んでいただきたいという趣旨でございますので、その点補足させていただきます。

升田座長 私はあれこれ、普通申し上げないのですけれども、弁護士の資格のある委員の方以外の方は、弁護士職務基本規程といっても、多分、存在と内容を御存じないと思えますので、もしできましたらコピーでも配っていただいて、それぞれ読めるという体制でいったらいいと思えます。ただ、今回議論になっている先ほどの条項と職務基本規程が全て一致するというものではもちろんないわけで、それはお読みいただければわかりますので、そういう前提でまた御検討いただきたいと思えます。そのほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、引き続きまして資料1の第3の説明をお願いいたします。

小田専門官 資料1の第3についてです。法第65条第4項第3号では理事や理事会についての規定が設けられております。例えば理事会では多数決が行われる必要があることや、理事のうちの1名以上が弁護士であることが定められております。そして、法第65条第4項第3号のイ(2)では、「被害回復関係業務の執行に係る重要な事項の決定」が「理事その他の者に委任されていないこと」とされております。ここでいう被

害回復関係業務の執行に係る重要な事項の決定とは、

- ・ 共通義務確認の訴えの提起又は仮差押命令の申立てを行う場合
- ・ 共通義務確認訴訟に関し、請求の放棄、和解等それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものとなるものをしようとする場合
- ・ 簡易確定手続開始の申立て又はその取下げを行う場合
- ・ 法第28条第1項に規定する文書の開示を求める場合
- ・ 法第33条第1項又は同2項の「やむを得ない理由」があるとして簡易確定手続授權契約の締結の拒絶又は当該契約の解除をする場合
- ・ 簡易確定決定に対し異議の申立てを行う場合
- ・ 法第53条第4項又は同5項の「正当な理由」があるとして訴訟授權契約の締結の拒絶又は当該契約を解除する場合

等の重要な事項をいいます。

として、同号イ(2)の「理事その他の者に委任されていないこと」には、一部の理事で構成される機関又は部門等の組織に委任する場合も該当するということになります。

具体的な内容が2.以降に書いてありますけれども、(1)の前半部分は、今、四角の中で挙げた事項ですので省略させていただきまして、8ページの上から9行目の「なお」からですが、二段階目の手続においても和解をするなど確定判決と同一の効力を有するものを行う場合が考えられます。この場合、和解をするかどうかの判断は、基本的に授權をした消費者の意思に委ねられるところですが、全体の方針については、理事会において決議すべき事項とすることも考えられます。

そして、(2)の委任の禁止ということですが、(1)の「理事その他の者に委任されていないこと」とは、他の特定の理事に意思決定を委任する場合は当然含まれるほか、一部の理事で構成される機関又は部門その他の組織に委任する場合であっても、差止請求制度の場合と同様に、本制度においても禁止されるべき委任に該当するものと考えられます。

そして、(3)で利益相反の関係についてちょっと触れております。法第77条は、簡易確定手続を含む民事訴訟手続、仮差押命令に関する手続等については、弁護士に追行させなければならないと規定しているところ、理事である弁護士Aが特定適格消費者団体X代表者Aとして訴訟追行をする場合は、Aが団体から代理人としての報酬の支払を受けることはない一方で、特定適格消費者団体X訴訟代理人Aとして訴訟追行をする場合は、Aが特定適格消費者団体Xから代理人としての報酬の支払を受ける場合があります。このような場合において、訴訟委任や報酬の支払等に係る理事会審議に当該弁護士理事Aが加わることは、自分に訴訟を委任するようとか、自分の報酬を幾らと定めるようにということを決めるわけですので、利益相反に当たると考えられることから、その理事会審議に加わるができないようにするとともに、議

決権を行使することができないことを定款又は業務規程等において規定することが適当です。第3については以上になります。

升田座長 ありがとうございます。それでは、ただいま説明いただきました点につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。どうぞ、大高委員。

大高委員 ただいま御説明いただきました理事及び理事会に関する部分については、記載されている事項については基本的には賛同するものでありますけれども、以下2、3点ほど、ここもコメントしたいと思えます。まず、理事会において決定すべき重要な事項のうち、第一段階に対する判決に対する上訴の可否であるとか、そういったものについても重要事項に含めるべきではないかと思っているところです。現在の差止請求関係業務においても、確か同様に取り扱われているのではなかったかと理解しておりますので、これは重要事項に含めてもいいのではないかと思うところです。

一方、このペーパーで重要事項として挙げられているもののうち、まず簡易確定決定に対する異議の申立てについては、重要事項から除外するか、また別途の手当てが必要ではないかと考えております。理由としては以下の2点ございます。ひとつは、まずこの重要な事項について理事会決議が必要とされている趣旨というのは、そもそも団体の判断が重要なものであるために、理事会できちんと議決して、団体として責任を持ちなさいということだと思っておりますが、そうしますと、異議の申立てというのは、実際にはちゃんと対象消費者が適切に判断ができるように支援する必要はもちろんありますけれども、理念的には、個々の対象消費者の判断を基本的には尊重すべき場面ではないかと思っております。団体独自の判断といいますか、あえて個々の理事会の決議というものを要求する必要はないのではないかというのがまず1点。また、実務的な面から見ても、この異議の申立てというのは1か月以内という不変期間で申立てをしなければならないということになっておりまして、1人や2人の異議申立てであればともかく、この制度では、場合によっては数百人、数千人という対象消費者について異議の申立てをしなければいけないという可能性もあるわけでして、そういった場合に、対象消費者の方々の異議の意思をそれぞれ確認した上で理事会の議を経なければならないとするのは、しかもそれを1か月以内にやるというのはなかなか大変ではないかと思っております。これに限らずですけれども、この重要事項に挙げられているもののうち二段階目に係るものについては、やはり多数の消費者に関わる判断が五月雨式に出てくるという可能性が高いものでありまして、これについて、あらかじめ包括的な理事会の承認とか基準というものを定めて、それに基づいて委任するということを許容するのであればともかく、個々について逐一理事会の議を経なければならないとすると、毎日理事会開かなければいけないとか、そういった事態も想定されるところでありまして、もちろん、適格消費者団体の方の対応ができるのかお聞きしたいところですが、なかなか重い事項になってくるのではないかと思っております。また、この関係、同じように、簡易確定手続開始の申立てについても、これは

団体に申立義務があるところでありますので、申立てごとについて改めて議論して判断する必要はないのではないか。逆に、やむを得ない事由があって、申し立てないことにするというのを判断事項にするというのであればわかりますけれども、申立て自体については、基本的にはもう機械的にやっていいのではないかと思ったりもしております。

(3)の法77条との関係で、この利害相反の関係で弁護士理事が決議に加われないというのは基本的に賛成でありますけれども、除外される場面というのはやはり、訴訟委任であるとか、御指摘のあった報酬の決定とか、そういった直接的な利害相反が生じる場合に限るべきだと思います。訴えの提起とか和解などといった訴訟進行一般に関する事項についてはむしろ許容してもよいのではないかと考えておりますので、この点は指摘しておきたいと思えます。以上です。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。どうぞ、渡部委員。

渡部委員 ありがとうございます。基本的にはお示しいただいたところに賛成ですが、2点ほどコメントさせていただきます。

1点目は、簡易確定決定に対し異議の申立てを行う場合についてです。一段階目の訴訟と二段階目の訴訟とでは、やはり個別の授権の有無によって大分性質が変わってくると思いますので、この点については、大高委員からありましたように、やはり別途考慮すべきではないかと思えます。それに関して、先ほど小田専門官から御説明がありました二段階目の手続での和解の処理と同じように考えるというのも一つの手ではないかと思えます。

それから2点目ですが、具体的な重要事項の決定の内容について、先ほどありました業務委託についても理事会の決定事項に加えるとしてもよいのではないかと考えます。以上です。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。小浦委員、どうぞ。

小浦委員 ありがとうございます。理事会はここに書いてあるもの全て決定するということがあるのですけれども、理事会を招集して、過半数以上の出席がなければやはり決定もしないわけですし、きょう参加されている参考人にもちょっとお聞きしたいのですけれども、これを全て理事会で決議して進めていくということが実際どのぐらい可能といたしますか、実務で実行可能な内容になっているかどうかというところをちょっとお聞きしたいというところです。

升田座長 また御質問がありましたのでお願いしたいと思います、伊藤参考人からどうぞ。

伊藤参考人 ありがとうございます。実務で考えますと、理事会の開催というのは、適格消費者団体の理事の構成なのですからけれども、バランスよくいろんな業種で構成されないといけないということにもなっておりまして、例えば弁護士ばかりで構成されているわけではありません。一般の主婦の方とか、ほかの仕事も、当然、本業を持ちな

がボランティアで理事にかかわっていただいているという実情がございまして、そういう中で理事会を開くというのは、現在の差止請求におきましても大変な御負担をおかけしているという状況にあります。特に異議の申立てを行うという際に理事会の決議が必要だということになりますと、決定が出てから1か月間の不変期間内に異議の申立てを行わないといけないということになっておりまして、これが100人、200人という多人数になりますと、本当に、それこそ毎日のようにやらないといけないということになりかねません。

また、ひとつ問題がありまして、異議の申立てを団体が行わないといった場合、異議の申立ては本人からもできるということにはなっておりますので、ただ、その本人からの異議の申立ても同じく決定から1か月以内に行わないといけないということになっております。そうなりますと、団体としての意思決定につきましては、本人自らが異議申立てを行うかどうかを判断するための時間的な余裕を与えてあげないと、消費者の方は、異議申立ての期限の前日に、申立てをしませんよというふうになりましたと言われても大変困ってしまうわけですね。

異議申立ては基本的に消費者の方の意向を尊重していくことにもなりますし、時間的な余裕がないということを考えますと、団体と消費者との関係を考える上でも、包括的に理事会からある程度委任を受けて、具体的な基準に基づいて異議申立てするかないかということ柔軟に判断していけるようにならないと実務的にはかなり厳しいことになるとお思います。本人が判断する期間を与えるためには、理事会の決議は相当早くしないとイケませんので、かえって団体としての判断が慎重さを欠くというか、本人に判断させるのであれば、団体とすれば異議申立てしないでおこうというふうに、消費者の保護の理念から離れていく運用がなされてしまうおそれもありますので、やはりここは柔軟にできるように配慮いただければと思っております。以上です。

升田座長 磯辺参考人はいかがですか。

磯辺参考人 簡易確定決定の異議申立ての部分は、伊藤参考人と全く同意見でございます。あわせて、法第28条第1項の文書の開示を求める場合なのですけれども、これも簡易確定手続開始の申立てをすればおのずと個別通知を行うということが求められるわけですし、そうすると、情報開示を求めるということについて、あまり判断の余地があるような事項ではないと思っておりますので、一連の業務の中で必然的に行われると考えられることから、特段理事会の議決をルール化する必要はないのではないかと考えるところです。

この論点ではないのですが、理事その他の者の委任の関係について、現状少し御紹介して意見を述べたいのですけれども、お許しいただけますでしょうか。

升田座長 最後にまた機会を設けたいと思っておりますので。そのほか、いかがでしょうか。澤委員、どうぞ。

澤委員 ありがとうございます。まず、先ほど渡部委員からの御指摘ありましたけれども、委任をする場合には理事会の意思決定にするべきかと思います。重要な契約に限られるような話にはなってくるかと思いますが、ここはしっかりやっていただく必要があると思います。

次に、8ページ目のなお書きで和解の御説明がございましたけれども、基本的には和解をするかどうかというのは個別の消費者の意思に委ねられるということになってくるので、理事会がこういった意思決定をしたとしても、法的な意味は全く何も持たないものになるのかと思うのです。そうすると、別にこれを書く必要もないように思います。取締役会でも理事会でもそうですけれども、法的な意味のないものを確認的に議決することは当然あり得べしですし、そういったことは通常行われているので、こういったことはあえて書かないでもいいのかなと思います。書くのであれば、法的な拘束力は全くないのですということは明らかにしていただいた方がいいのかなと思います。

次が法第77条との関係というところ。弁護士の理事が弁護士として業務の委託を受けることについて、前回だったと思うのですが、理事としての立場と事件を受託した側の弁護士としての立場で利益相反が生ずる可能性があるという指摘がありました。今回は、報酬を決める決議については、その理事は特別利害関係人として参加しないというところで利益相反を回避するという話だと思うのですが、利益相反は報酬だけではないと思っています。ですので、基本的には、理事は弁護士として委託を受けるべきでないのではないと思っています。もちろん、代表の方、理事の方が業務遂行される場合もあるわけですが、そういった場合には理事としての報酬という形でいただくような形にされてはいいかなと思います。以上です。

升田座長 ほか、いかがでしょうか。和田委員、どうぞ。

和田委員 ありがとうございます。まず、この枠の中に入っている、理事会として決定すべき事項として挙げられるものについては、いずれも被害回復関係業務の執行の中で非常に重要な意思決定であると考えておまして、一部、実務的に対応が難しいという御意見もあったのですが、これらについては、特定適格消費者団体に特別に認められた業務、すなわち、対象消費者の方に代わって行う重要な訴訟追行の業務ですので、これらについてはやはり理事会として決定するにふさわしい重要な事項なのではないかなと考えております。渡部委員や澤委員からも御指摘ありましたけれども、委託するか否かとか、委託先をどこにするかということは、委託先の監督責任を負うのが理事会であるということから考えると、やはり理事会としてきちんと決定すべきであると考えております。

あともうひとつ、今、澤委員から御指摘があったところで、私も若干悩んでいるところがあるのですが、この特定適格消費者団体の理事の方が代理人として訴訟追行の委任を受けるということが、自分で自分に、もちろん、理事会としての意思決定にか

かわらなかったとしても、その団体の理事であることに変わりはないので、委任を受けて訴訟追行の報酬を受け取るということについては、利益相反に当たるか、それが利益相反があるように外見的には見えてしまって、対象消費者、あるいは社会から見てもあまり信頼が高い状態と思えないような印象を受けております。

ここで図がありますように、代表者、その理事のうちの一人であるAさんが特定適格消費者団体として、理事として訴訟追行する、団体の一員として団体本人が訴訟を起こすかのような形で、自身として訴訟追行するということはあるのかなあという気がしておるのですが、委任先として理事の一人が弁護士として委任を受けるとするのはやはりふさわしくないように思います。以上です。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。それでは、磯辺参考人、先ほどの件、ございましたらお願いいたします。

磯辺参考人 ありがとうございます。 の「理事その他の者に委任されていないこと」という要件なのですが、ここにつきましては、一定の要件を満たす機関であれば、理事会からの委任を受けて決定することも容認してはどうかという意見を持っております。理由なのですが、私どものように、差止請求関係業務をもっぱら行っている団体が特定認定を目指す場合には、理事その他の者に委任しないということについて、あまり問題とならないとは思いますが、例えば現在の適格消費者団体の中では全国消費生活相談員協会さんがあるわけですが、こちらは差止請求関係業務だけではなくて、消費者相談、消費者教育、会員を対象としたさまざまな事業を行っており、全国組織であるという特性を持つことから、理事も全国各支部から選任されるといった特徴があります。こういった団体にとって被害回復関係業務の進行に合わせて理事会を開催するということはあまりにも負担が大きいのではないかと考える次第です。例えば理事が一定数参加する会議で弁護士も参加するといった要件ですとか、適格消費者団体の理事の構成と同様に、特定の事業者の関係者が3分の1を超えていない、同一の業種に属する事業者の関係者が2分の1を超えていないといった要件を満たす、そういった機関であれば、重要な事項の決定について理事会からの委任を受けられるように検討していただければいいのではないかと考えている次第でございます。

これは、ひとつ、全国消費生活相談員協会さんに限ったことではなく、今後、幅広い消費者活動をやっている消費者団体が適格消費者団体を経て特定認定を受けようということも可能性としてあるわけですし、ぜひ検討していただきたい事項ということで申し述べさせていただきました。どうもありがとうございます。

升田座長 消費者庁から何かございますでしょうか。

加納制度課長 御指摘を踏まえて検討していきますけれども、弁護士たる理事の訴訟代理のところは、どうしたものかというのが正直なところでございまして、澤委員と和田委員から、はっきりと、この際、理事たる弁護士が訴訟代理になることは除外すべ

きでないかという御提案と承りましたが、まず現行の制度としては、それを法律の建前として禁止するということまではしてなくて、利害相反など一定の場合の議決権の停止とか、そういったところの適正化というのはきちんとかういう形で明確化していきたいと思えますけれども、他方で、理事の中には代表権を持ってない理事もおりまして、そういった方がやはりいろんな事案について分析検討しているいろいろやっ、事案に精通しておりますので、訴訟においても訴訟代理人として法廷でいろいろ活動するということを除外してしまうと、なかなか団体の実務としてやりにくいのではないかという気がしております、関与する際に、なぜその人が代理人になるのかとか、あるいはそういう報酬とかいうのは利益相反が現れてまいりますから、そこは議決権停止その他によって適正化を図るとか、そういうことはきちんとしなければいけないのではないかと考えておりますけれども、理事たる弁護士が訴訟になることを一律除外するところまでいくかどうかというのは躊躇しているところでございます。今、意見を聞きながら感想で恐縮ですけれども、もし何かほかに御意見等があればお聞きして、更に検討させていただきたいとは思っております。

また、例えば業務委託について、理事会決議事項にすべきとか、その辺の御指摘はごもっともなところもあるかと思えますので、対応ができるようにしたいと思えました。

升田座長 非常に細かい事項が列挙されておりました、これは被害回復関係業務の業務フローをもう一度見直して、それでまた検討していただきたいと思えますが、先ほどの弁護士の関係は、今、お手元に弁護士職務基本規程のコピーをお配りしましたので、また時間を見つけてごらんいただきたいと思うのですが、いろんな問題が生じ得るところではありますけれども、ひとつの重大な問題は、弁護士に対する懲戒請求の問題があって、これは弁護士会の自治に委ねられているところでもありますので、ここでいろいろ議論しても果たしてそれがどう影響するのかというのは必ずしも明確ではありません。弁護士の懲戒事由があるかどうかというのは、もちろん、弁護士所属の単位弁護士会と日弁連と、それから更に東京高裁に訴訟が提起された場合は東京高裁、最終的には最高裁で判断される事柄ということになっております。

それから、御参考までにもうひとつ、私の知る範囲では、今回問題になっております、理事である弁護士が訴訟受任できるかどうか、あるいはそれが相当であるかというのは、何もこの団体特有の問題とは必ずしも言えなくて、従来から各種の法人について似たような問題は生じたこともありますし、生じ得る問題であるということでもあります。どうぞ、和田委員。

和田委員 ありがとうございます。先ほど私の方から問題提起させていただいた、理事である弁護士が受任することについての問題点で、お配りいただいた弁護士職務基本規程の20条のところ、「依頼者との関係において、弁護士は事件の受任及び処理に当たり自由かつ独立の立場を保持するように努める」と書かれているのですが、私も

今初めて読んだので、この読み方なのですが、普通に私がこの言葉を読むと、独立の立場を保持するということからすると、理事である弁護士が受任するのはふさわしくないように思うのですが。

升田座長 その基本規程については、解説がもう出版されておりまして、それをごらんいただくのが一番参考になると思います。

加納制度課長 この20条の規定について、正確なところを確認してフィードバックさせていただきたいと思いますが、私の理解としましては、20、21条とかもありませんけれども、弁護士は、依頼を受けて、御本人のために最大限、利益確保のためにやるのだということなのですが、他方で依頼者のいいなりになってはだめだというふうなところがありまして、例えば刑事事件とかで証拠隠滅とかに加担してはいけないとありますけれども、依頼者がいうからといって何でもやってもいいというわけではありませんよと。断るべきところは断るのですということが、この20条、21条の趣旨ではないかと思われまので、要はそういうことではないかと思えます。

和田委員 そうしますと、従来の解説を私は読んでいないので正確ではないかもしれませんが、まさに自分自身が役員を務める組織の一員であって、かつ、それを受任するということは、要は、その理事会としての意思決定に利益相反が明らかに生じる報酬のことを除いたとしても、理事会としてこの訴訟追行について意思決定をしている中で、それにかかわる委任を受けるということは、やはり弁護士として独立な判断が損なわれる可能性があるのではないかと考えております。

升田座長 今の点でしょうか。多分その辺を、大高委員も御承知のとおり、解説もありますので、ここでその従来の解説がどういうものであるかということをおまわり前提としないで議論しても混乱するおそれもありますし、これだけで何も議論は終わるといってはいけませんので、次回この問題が議論されるまでに、調査いただいて、それを踏まえて、共通の認識の下で議論を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

大高委員 もちろん、最終的には解説とか踏まえた正確な議論をすべきだと思うのですが、今、御指摘いただいた内容は、恐らく、同じく職務基本規程の43条との関係も問題になるだろうと思っております。結局、弁護士は、一旦受任をしたとしても、依頼者との間の信頼関係が失われて回復が困難になったときは、まさしく辞任等をする必要はないとなっておりまして、ここがまさしく20条との関係で自由かつ独立の立場を保持するということとの意義が出てくるということだと思います。自分の立場、信条と相反するという事態になれば、弁護士は自ら身を律しなければいけなくなっておりますので、今、御指摘いただいたような懸念というのは恐らく当たらないのではないかと。最終的には、もちろん、座長おっしゃったように、解説等を踏まえた正確な議論が必要だと思いますけれども、恐らくそういうことではないかなと私は理解しております。

升田座長 第3につきましてはよろしゅうございますか。大河内委員、どうぞ。

大河内委員 先ほど、参考人の方の御意見を聞いていて思ったのですが、今現在、差止めをやっていらっしゃる方が、この資料を読むと、ことによると、毎日理事会をやっていかなければならないというような、現実には無理なことが起こり得るというようなことを聞くと、御提案にあった、それにかわり得る、何かしらの機関で決定してもいいというような形をとれないのかと思います。

実際、被害回復が目的なので、理事会を招集するというのは、どんな機関でもかなり手間取ることですから、それを1週間の間に何回もやるというのはやはり現実的でないと思いますので、何か方策を考えていただけたらと思います。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、引き続きまして、資料1の第4につきまして説明をお願いいたします。

小田専門官 第4について御説明いたします。法第65条第4項第4号では、「被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること」が必要だと定めています。ここでいう「被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること」の内容について、次のものが該当します。被害回復関係業務を適正に遂行することができる知識経験を、検討体制及び人的体制等も考慮しつつ、団体として有していることです。

そして、2.の具体的内容ですけれども、まず(1)専門的な知識経験についてです。被害回復関係業務とは、被害回復裁判手続に関する業務、同業務の遂行に必要な消費者被害に関する情報の収集に係る業務、対象消費者に対する情報の提供及び金銭その他の財産の管理に係る業務をいいます。「被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験」とは、これらの業務についての専門的な知識経験のことをいいます。そして、「被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること」とは、個々の役職員ではなく、当該団体の人的体制に照らして専門的な知識経験を有するかどうかを総合的に判断することが考えられます。

(2)検討部門について、検討部門は、差止請求関係業務の場合と同様、専門委員が随時検討に参画することが確保されている必要がありますが、団体に雇用されているなど団体に常駐していることまで求められるものではありません。なお、差止請求関係業務に係る検討部門とは別に、被害回復関係業務に係る検討部門が組織されていることとすることが考えられます。この場合、専門委員が、差止請求関係業務に係る検討部門と被害回復関係業務に係る検討部門を兼務することは差し支えないものとして考えられます。以上になります。

升田座長 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました点につきまして御質問や御意見ありましたらお願いいたします。どうぞ、大高委員。

大高委員 ただいま御説明いただきましたのに基本的に賛同するものであります。何点がコメントさせていただきますが、まず、団体としての被害回復関係業務に関する専

門的知識経験の有無の判断において留意しなければいけないなと思っていたのは、特に新規に認定するときでありますけれども、差止めのときとは異なりまして、自主的に被害回復関係業務をするということは、弁護士法との関係もあってなかなか難しいということがありますので、そういう意味では、その被害回復関係業務のうちに、特に二段階目に関するものについて、なかなか団体として実践的な意味での経験があるということは想定できないと思います。この点で、一定、被害回復関係業務に関連する事務についての知識経験があると典型的に判断できるもの、例えば弁護士とか相談員等が関与しているということをもって、団体としての知識経験があると判断するという方向性については基本的に適当でないかと思っています。

また、2.の(2)にありますように、差止請求関係業務に係る検討部門と被害回復関係業務に係る検討部門の兼務を可能としていることについても、実際上も新しい制度による訴え、過去の被害回復と差止請求、将来の被害防止を併せて同時に行うことは十分に想定できるところでありますので、その観点からも適当ではないかなと思うところです。以上です。

升田座長 そのほかございましたらお願いいたします。どうぞ、榎本委員。

榎本委員 ありがとうございます。専門的な知識のところなのですが、いわゆる法的な専門家と消費者問題の専門家というところはもちろんなのですが、今後の業務の発展性といいますか、状況を考えると、会計部門の専門家、実際問題どういう人かというのは議論があるかもしれませんが、そういった観点の専門的知識ということも必要なのではないかと思っています。以上です。

升田座長 そのほかいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。それでは、引き続きまして、資料1の第5になりますけれども、御説明をお願いしたいと思います。

小田専門官 第5について御説明いたします。法第65条第4項第5号においては、「被害回復関係業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有すること」と規定されております。この内容について、次のものが該当します。

被害回復関係業務を継続的かつ安定的に行い得ると認められる財政基盤を有していること

特定適格消費者団体の各事業年度末の正味財産が、当該団体の当該年度の経常費用のうち被害回復関係業務に該当する経費を下回ってはならないとすること
具体的内容について、2.以降で説明します。

(1) ・ 経理的基礎 法第65条第4項第5号に規定する「経理的基礎」とは、特定適格消費者団体が被害回復関係業務を安定的かつ継続的に行うに足る財政基盤を有していることをいいます。この財政基盤については、基準の明確性という観点から一定の数値を示すことも考えられるが、定量的に説明を行うことが容易ではないことから、一定額以上の基本財産を自ら保有している場合に限られるものではないとす

ることが適当と考えられます。それゆえ、「経理的基礎」の判断に当たっては、当該団体の規模、想定している被害回復裁判手続の件数など計画している被害回復関係業務の内容、継続的なボランティアの参画状況、被害回復関係業務及び差止請求関係業務以外の業務による収入の見込み、約されている寄附の状況、情報機器の利用や他の特定適格消費者団体との連携体制の構築による効率的な業務運営の見込み、差止請求関係業務の実施の状況等踏まえ、総合的に考慮することが考えられます。

ただし、既に債務超過状態に陥っている場合や、債務超過状態に陥ることが確実に予見される場合に経理的基礎の要件を満たさないことは当然です。

そして、四角の中の の基準についてですが、仮に不測の事態により当該団体の収入が途絶えたとしても、被害回復関係業務が滞らないようにするため、特定適格消費者団体の各事業年度末の正味財産が、当該団体の当該年度の経常費用のうち被害回復関係業務に該当する経費を下回っている場合には、経理的基礎の要件を満たしていないものと判断することが適当です。

この他特定認定の申請及び特定認定の有効期間の更新申請の際に経理的基礎を有することを証する書類として提出することが想定される「業務計画」及び「収支の見込み」から著しく乖離した被害回復関係業務を行っているような場合には、経理的基礎の有無の判断について消極的に斟酌する要素とすべきものと考えられます。

(2) 差止請求関係業務における経理的基礎 消費者契約法第13条第3項第6号に規定する適格消費者団体の「経理的基礎」については、「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」において規定されているところであるが、上記(1)の場合と同様に、仮に不測の事態により当該団体の収入が途絶えたとしても、差止請求関係業務が滞らないようにするため、適格消費者団体の各事業年度末の正味財産が、当該団体の当該年度の経常費用のうち差止請求関係業務に該当する経費を下回っている場合には、経理的基礎の要件を満たしていないものと判断することが適当です。また、適格消費者団体の認定申請又は認定の有効期間の更新申請の際に提出される「業務計画」から著しく乖離した差止請求関係業務を行っている場合や、「収支の見込み」とは著しく異なるような収支状況にある場合には、適格消費者団体の経理的基礎について消極的に斟酌する要素とすべきものと考えられます。以上になります。

升田座長 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました点につきまして、御質問や御意見ございましたらお願いいたします。どうぞ、大高委員。

大高委員 ありがとうございます。この経理的基礎に関してですけれども、ペーパーにありますとおり、被害回復関係業務を適正に遂行するために、一定の財政基盤が必要だということと、その債務超過状態にあるときは明らかに経理的基礎を欠くでしょうという点についてはそのとおりかなと思うところであります。しかし、 の「各事業年度末の正味財産が、当該団体の当該年度の経常費用のうち被害回復関係業務に該当する経費を下回ってはならないとする」基準については、やや合理性を欠くものでは

ないかと思っておりますので、再考されてはいかがでしょうか。このペーパーによれば、そもそも不測の事態により当該団体の収入が途絶えるという極めて想定しがたい事態を前提として基準を考えておられまして、このこと自体がやや無理があるのではないかと思います。そもそも収入が途絶えるということは、会員からの会費収入が一切なくなっているという状況でありまして、そのような団体がもしあるとすれば、それはもう団体としての存続可能性にかなり疑問があるということで、経理的基礎を問題にするまでもなく、適格性が疑われるということではないかと思えます。

逆に、存続可能性が一定あるという団体を前提とするのであれば、こういった収入が全く途絶えるという事態はほとんど想定しがたい事態ですので、必要な支出が賄える収入があることを超えて一定のストックを要求するというのは明らかに過大な要求ではないかと思えます。もし実際にこのような基準を採用した場合、特定適格消費者団体の活動というのは年度によって取り組む事件の規模に波があり得るということが通常だと思えます。例えばある団体がある年度に非常に大きな事件に取り組んで、終結をさせたけれども、その翌年度はむしろ準備、事案の検討とかそういったことに注力したいという場合ですね。この場合問題となる年度の経常費用のうち被害回復関係業務に該当する経費というのは相当な額に上る可能性がありまして、結果的に正味財産の額を超えてしまうということは十分あり得ると思えますが、翌年度の想定している活動を踏まえた場合、予想されるキャッシュフローとしては全く問題がないということも十分にあるわけでありまして、このような場合にまで経理的基礎を欠くといってしまうのは合理的ではないのではないかと思います。

ペーパーの2の(2)によれば、差止請求関係業務についても、今、御提案いただいたような同様の基準を導入するというを提案されておりますけれども、同様にいかがなものかと思えます。むしろ差止請求関係業務の現在の基準に準じて被害回復関係業務の経理的基礎についても判断されてはどうかと思えます。提案されたような基準が導入された場合、特定適格消費者団体としては、いわば提訴すればするほど、より多額の不必要なストックを内部に留保しておかなければいかんということになりますので、特定適格消費者団体に対する公的な財政支援の確実な見通しもない中で非常に過大な要求になってしまうのではないかとこのことを危惧いたします。以上です。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。和田委員、どうぞ。

和田委員 私は、これぐらいの財産基盤はきちんと特定適格消費者団体として確保していただいた方が、その団体にいずれ授權をする立場になる対象消費者の目からすると安心して訴訟追行をお願いするということにもつながると思えますので、最低限、その当該団体が想定している被害回復関係業務を差し支えなく継続できるような程度の財産基盤を持っていただくメルクマールとして、ここの に掲げられているような基準というのは相当ではないかなと考えております。以上です。

升田座長 ほかに。澤委員、どうぞ。

澤委員 ありがとうございます。この被害回復関係業務に該当する経費、これが何を指すのかということなのですけれども、例えば代理人に委託する場合に、その弁護士報酬についても、その費用に、経費に入ってくるでしょうか。そうになってしまうと、かなり多額になって現実的には大きすぎて無理という状況だと思うのですね。弁護士の報酬のところはこれから議論させていただくところだと思うのですけれども、基本的には勝訴してお金が返ってくるという場合には、その中の一部を報酬として支払うという形になってくると思うので、であれば、あらかじめ持っていなくてもいいと思っています。何を申し上げたいかということ、被害回復関係業務に該当する経費を弁護士報酬のところを含めないで、ただ、一般的に人件費とか、あとほかの諸経費がかかってくると思いますので、その経費くらいは持っておくというのは合理的な範囲としては必要なところなのかなと思います。次に、その基準のときに、正味財産が経常費用という形になっているのですけれども、正味財産というよりは、ここは現預金プラス流動資産、流動性の高い資産ということなのかなと思っています。換金性のない資産があったところで仕方ないと思いますので。以上です。

升田座長 和田委員、どうぞ。

和田委員 重ねての発言で申しわけありません。今、この被害回復関係業務に該当する経費の中に弁護士費用が含まれるかどうかということについては、第一段階での弁護士費用は恐らく発生するのであろうと考えますと、必ずしも事業者側からの支払の中から支払われるということが確実でない場合もあると思うので、一律に除外していかどうかというのは要検討だと思います。あわせて、弁護士に対する費用について、今後の議論だと思いますが、成功報酬型を認めるのかどうかということも含めて議論されるべきものだと思うので、その辺りについては十分吟味していただく必要があると思います。

升田座長 どうぞ、消費者庁から。

加納制度課長 澤委員御指摘の経費の中の弁護士報酬の位置付けですけれども、私どもとしては、和田委員の御指摘もそうですけれども、弁護士報酬もここに入れて考えるのが適当ではないかとは思っておりました。そういう前提でこういう提案をさせていただいたつもりでございます。

大高委員から御指摘があったところもありまして、こういった、のような考え方を入れることについてどうかということでございますけれども、確かに収入が全く途絶えるというのは想定しづらいのかもしれませんが、でも、そういう場合には、大高委員の御発言でも、団体の存続可能性がないということなので、何らかの形で、少なくとも適格消費者団体の認定ないし特定認定は取り消すというふうにしてしまわないと、団体が存続しなくなって、例えば清算するとか、そういうふうにやればそれはそれでということで法人格は消滅して自然に適格消費者団体の認定あるいは特定認定も消滅するということになるかもしれませんが、それがうまくされないときに、この特

定認定ないし適格消費者団体の認定はどうなるのかという話になりますので、そういうときにはさっさと認定自体を取り消してしまわないと、制度の信頼性という観点ではよくないと思います。

経理的基礎については、具体的な数値基準で、例えば金1,000万円を確保していることを要件とするとかいう形で示す方がわかりやすいと思うところはないわけではないのですが、それを明確にするというのはなかなか難しいと。いろんな要素とか被害回復関係業務、実際にどういう被害が起こるかというのはわからないところがありますので、いろんな要素を考慮するというふうにはしているのですが、やはりそれなりに、組織体制とともに財産的な基盤がないと、公的支援の御指摘もあって、それは消費者庁の大きな課題としてあるという認識はしておりますけれども、それとはまた別に、団体自身がきちんと財政的な基礎を持って、それでこういった被害回復関係業務を安定的に遂行するというふうにしないと、この制度の基本的なところですので、ある程度団体が自分でできるということを前提に認定しますというふうに建て付けとしてはなっておりますから、それなりにきちんと財産を維持し続けるという考え方はやはり必要ではないかと今のところは思っているところです。

あと、澤委員がいわれたように、フローの財産を考慮する点などは、検討の余地はあるかとは思いますが、そこまで絞り込むのがいいかどうかというのもまた他方でございまして、今のところはこういう御提案をさせていただいているというところでございます。

升田座長 今の議論の中で弁護士報酬がまた非常に重要な問題として取り上げられているようですが、これは弁護士の資格のある委員の方にはもう御承知のとおりですけれども、その他の委員の方には、弁護士がどういう請求をするのか、何を請求するのかというのは多分具体的には御存じないのではないかと思いますので、これは一度やはり概略まとめて御説明いただかないといけないのかもしれませんが、おおむね2、3の方式がありまして、伝統的には、その前に、何を普通請求するかということですが、今、報酬ばかりが出ているのですけれども、これは費用と報酬に分かれるわけですね。それに加えて、今は、一定の要件がある場合には、説明して、契約書を作成するという実務になっているわけです。その中で費用についてももちろん定めるわけですが、何が費用になるのかとか実際に請求するかというのはケース・バイ・ケースだと思います。

先ほどから議論されています報酬というのは、あるいは費用も含めた報酬なのかもしれませんが、これはやはり別物として扱っているわけです。その場合に、報酬の請求の仕方として、伝統的には着手金成功報酬方式というのがありまして、事件を受任したときに着手金として幾らかいただく。その事件が有利に解決したときにはそれに応じて報酬を請求するという方式があります。これの別の類型として、着手金は余りもらわないけれども、ひょっとしたら成功報酬だけというのものもあるかもしれま

せん。

それと全く対照的な方法が、時間について幾ら幾ら請求するという、これはタイムチャージ方式。いきなり英語になって恐縮ですけども、そういう方式で請求する場合もある。それは、先ほど申し上げましたように、事前に説明をして、合意をして、それに従って請求する、こういうことになっているわけです。

御参考になったかどうかわかりませんが、もちろん、詳細は調査いただくとお思いますけれども、それを御理解いただかないと、弁護士の報酬と一律にいいましても、実は必ずしも共通の認識はできないおそれがあるということでもあります。そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

澤委員 一応念のため、先ほど私が申し上げたことを明確にしておきますと、弁護士報酬と申し上げた部分の経費の部分はもちろん別で、先ほど私が発言したときのイメージは、成功報酬のところが大きくて、成功報酬のところは除いて考えるべきだと思っているという趣旨です。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。どうぞ、榎本委員。

榎本委員 これは私が聞き漏らしただけかもしれないのですが、各事業年度末とあるのですが、これは長さとしては、かなりさかのぼって見るというイメージになっているのでしょうか。

小田専門官 ここでの提案では、単年度という形になっております。

榎本委員 そうすると、認定に当たっては、たしか2年間という話があったと思うのですが、それぐらいのレンジで、財政的基盤、経理的基盤というのもウォッチする必要があるかと思ったので、それだけ申し添えておきます。

升田座長 ほかにはいかがでしょうか。澤委員、どうぞ。

澤委員 たびたびすみません。この話というのは更新のときにも同じような話になるという理解でよろしいのでしょうか。

加納制度課長 そうです。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。財政、経理的基礎についてはそれぞれ御意見まだほかにもおありかとお思いますけれども、いずれにしましても、もっと詳細な説明も後日あるかとお思いますので、もし御意見ございましたら御意見をいただきまして、またとりまとめに向かっていきたいとお思います。それでは、最後となりますけれども、資料1の第6について説明をお願いいたします。

小田専門官 第6の被害回復関係業務以外の業務について御説明いたします。法第65条第4項第7号では、「被害回復関係業務以外の業務を行うことによって、被害回復関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと」と定めております。この内容については、次のものが該当すると考えております。ここでいう「支障を及ぼすおそれ」とは、特定適格消費者団体が被害回復関係業務以外の業務に人員や経費を過度に集中させるなどして、適正な被害回復関係業務を行うことができなくなるおそれがあ

る場合をいうと考えております。

そして、2.の「具体的内容」のところですが、法第65条第4項第6号に規定する「支障を及ぼすおそれ」とは、具体的には特定適格消費者団体が、差止請求関係業務を含めた被害回復関係業務以外の業務に人員や経費を過度に集中させることにより、適正に被害回復関係業務を遂行することができなくなるおそれがある場合をいい、当該特定適格消費者団体が遂行しようとしている被害回復関係業務以外の業務の内容、場所及び回数その他の実施態様、それぞれの業務に必要な人員及び支出額等を総合的に考慮して、上記のような弊害が生ずるおそれがあると客観的に認められるか否かを判断することが考えられます。以上になります。

升田座長 ありがとうございます。それでは、御説明いただきました点につきまして、御質問や御意見ございましたらお願いいたします。どうぞ、大高委員。

大高委員 まず1点確認というか質問をさせていただいた上でコメントしたいと思うのですが、ここで被害回復関係業務以外の業務というのが問題になっておりますけれども、まず差止請求関係業務も、この被害回復関係業務との関係では被害回復関係業務以外の業務になるということと、あと逆に、被害回復関係業務も適格消費者団体のガイドライン等による差止請求関係業務以外の業務になるのかということを確認したいと思います。これは恐らく、このペーパーの内容、特定適格消費者団体は、差止請求関係業務及び被害回復関係業務それぞれ適正に行うことが必要である等々書いてあり、多分そういう理解のもとに書かれているのかと思いますけれども、その点、まず1点確認したいと思います。

加納制度課長 御理解のとおりです。

大高委員 それを踏まえてコメントさせていただきたいと思いますが、特定適格消費者団体が被害回復関係業務も差止請求関係業務も、両方とも適正に業務をやるべきであるということは、一般論としてはそういうことでいいのかなと思うのですが、確かに、特定認定をとったにもかかわらず、差止請求ばかりをしていて、被害回復関係業務については事案の検討すら一切しないというのは問題であろうと思いますし、これに対しては一定の是正というものを求めていく必要があると思います。ただ一方で、その逆ですね。つまり、特定認定をとった適格消費者団体が新しい制度に重点化していくというのは、被害回復関係業務というのは非常に負担の重い業務であるということと、適格消費者団体間の協力関係といいますか、協働の促進という観点からしても一定程度は許容されるべきではないかなと思っておりまして、具体的にいいますと、適格消費者団体のガイドラインにいう差止請求関係業務以外の業務、すなわち、被害回復関係業務に一定の人員や経費の配分を集中させたとしても、問題視するべきではないのではないかと考えております。というのは、この新しい制度の訴えというのは直接的には対象消費者の被害回復というのを目的にはしておりますけれども、付随的には事業者に対する大きなサンクションとなって、違法行為の抑止という効果もありま

すので、そういう意味では、特定適格消費者団体として被害回復関係業務を執行するという事は必然的に適格消費者団体としての役割も果たしているのではないかといえるからだと思います。

また、新制度における訴えというのは非常に、差止めと比べてもハードルが高いところでありまして、先ほど議論させていただいた経理的基礎の要件次第では、特定適格消費者団体として簡単には提訴に踏み切れないという事態も十分に考えるところでありますので、結果的に新しい制度による訴えが提起されていなくて、差止めしかされてないという点だけを見て、この要件を判断するという事は避けていただくべきではないかと思っております。

いずれの点も、過度に集中とか、その集中という文言の解釈問題だと思いますけれども、そういった厳しい運用がされないように配慮いただきたいなと思っております。以上です。

升田座長 そのほかございましたらお願いいたします。澤委員、どうぞ。

澤委員 ありがとうございます。まず、経費が過度に集中しているかどうかというところを判断するための前提として、この被害回復関係業務なのか、それとも別の業務なのかというところの貸借対照表と損益計算書、特に損益計算書を分けてちゃんと管理できるようにしなければならないと思っております。過度に集中させるというのは、そういった場合に、ほかの業務にお金をたくさんかけてしまうということだと思います。区分経理して、被害回復関係業務で出た収益みたいなものがあるのだとすると、それを別の業務に使ってはならないというような話にはなってくるかと思っております。その線引きをしっかりしていただきたいなと思っております。

あと、別にほかのことをやってもいいというのはそうだと思うのですが、こういった団体としてやるべきではない業務というのもあると思っております。今具体的には思いついてないのですが、そういったものやっていたらどうするのだからというのにはちょっと今心配に思っているという状況です。

参考としてですけれども、公益社団法人とかですと、公益業務が50%以上でないといけないという話があります。一つの参考にはなるかと思って申し上げさせていただきました。以上です。

升田座長 大河内委員、どうぞ。

大河内委員 質問なのですが、適格消費者団体で差止めの経験を積んで、そこから特定適格消費者団体の認定を受けるという形の事を考えると、この被害回復関係業務だけをやっていて、例えば差止めについては手が回らなくてほとんどやらなかったという場合には、適格消費者団体としての認定取消しというようなことが起こり得るというふうに考えられるのでしょうか。

升田座長 どうぞ、消費者庁からお願いします。

小田専門官 御説明いたします。今のような事態はあり得ると考えています。まず、特

定適格消費者団体であるためには適格消費者団体である必要がありまして、そして、適格消費者団体であるためには差止請求関係業務以外の業務を行うことによって、差止請求関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはならないということが消費者契約法第13条第3項第7号で規定されています。したがって、被害回復関係業務に過度の人員や経費を配分し、差止請求関係業務ができなくなるような場合は適格消費者団体としての資格を取り消される、そういう可能性は消費者契約法の第34条であり得ると思っています。そして、適格消費者団体としての資格を失った場合には、特定適格消費者団体として認定が失効することが特例法第74条第1項第5号で定められておりますので、そういう場合は特定認定自体が失効することになります。以上です。

升田座長 ほか、何かございましたら。三木委員、どうぞ。

三木委員 私も、ここの第6の被害回復関係業務以外の業務の書きぶりに関してはおおむね賛成です。しかし、この人員や経費を過度に集中させるということの解釈としては、やはり厳しくしないような解釈をしていただきたいとは考えております。特定である以上、被害回復関係業務もしなければいけませんし、適格消費者団体としての差止活動の実績も必要ということを考えて、要は、いずれも業務を適正に遂行、活動するということになるのだと思われまますので、極端に業務が偏らないようにということの書きぶりかと解釈しております。それをちょっと確認したいと思いました。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。よろしゅうございますか。先ほど、前半では参考人の方にいろいろ意見を伺ったのですけれども、後半になって意見を伺う機会がなかったのですが、最後になりますけれども、何か御発言ございましたらお願いいたします。どうぞ、磯辺参考人。

磯辺参考人 ありがとうございます。経理的基礎のところ、各事業年度末の正味財産が被害回復関係業務に該当する経費を下回ってはならないという規定の件なのですけれども、私、意見として申し述べたいのは、前年度の正味財産というのが確定して、その訴訟提起する年、当該年度に受け取るフローの部分で受取会費、寄附金、事業収入等といったものがあるわけですし、こういったフローの部分の見込み額も合わせて当該年度の被害回復関係業務を適切に運営できるかどうかということが確保できていけばいいのではないかと考える次第です。こういった非営利活動をやっている団体で差止請求関係業務を主にやっていると、大体受取会費や寄附金や事業収入の見込みはおおむね固いところが立つようになっておりますので、そういったところをきちんと勘案して、その当該年度のフローの部分も勘案していただきたいですし、もしくは、個別の事案の訴訟を支援するという趣旨で一定の募金を集めるという実績もございますし、被害回復関係業務を対象とした行政からの支援ということも今後検討が進められると認識しておりますので、そういった発生する収入ということも含めて適切な費用をちゃんと確保できるかどうかということで検討していただくのがいいのでは

ないかと。

逆に、正味財産だけに限定すると、要は最終的に正味財産をどれだけ積み上げれば大きな事件ができるのかというマインドになってしまって、どうも非営利活動法人の運営としてはあまりいい方向性ではないのではないかなということも考える次第でして、正味財産蓄積を図るための業務を別途企画して実施するというのを強く促すようなことに逆にならないかなということ懸念する次第でございます。

升田座長 伊藤参考人はいかがでしょうか。

伊藤参考人 ありがとうございます。この経理的基礎の関係で私が申し上げたい点としては、事件について、ある年には取り組むべき事件があったと、それからその次の年にはないということも当然あり得ますので、それに対して当該年度の費用を基準にして決めるということになりますと、大きい事件に取り組めば、その分、ストックとして持っていないといけないということになりますから、そうすると、それに見合うだけの報酬を団体がいただけるのであれば、それはそういう大きな事件に取り組めば大きな報酬もいただいて、その分ストックができるという形になっていくと思います。なので、やはりここの部分は団体の報酬、今後議論される部分とちゃんとリンクさせていただいて、整合的な制度にしていきたいと思います。

あともう一点、第6の被害回復関係業務以外の業務というところですけども、この被害回復関係業務の対象となる事案というのは、私ども団体から見ますとまだまだハードルが高いというか、取り組むべき事案というのは限られているのかなと思っております。そういった中で、その年に取り組める事案があるとも限らないということもありますので、結果的には差止請求ばかりになってしまうということは当然あり得ることだと思っております。ですので、取り組むべき事案があったにもかかわらず、ほかの業務に集中し過ぎて、取り組むべき事案に取り組めなかったということであれば、これは問題だと思っておりますけれども、ですので、事案があってもできないという場合と、事案がなかったのではなかったのだという場合はちゃんと区別をしていただきたいということですので、つまり、過度に集中、事件が偏っているということによって、それによって、ここに書いてある適正な被害回復関係業務を行うことができない、偏りによって、それが原因となって適正な業務ができないという因果関係があるということの問題視すべきだとは思っておりますので、そこは御留意していただければと思います。以上です。

升田座長 ありがとうございます。それでは、本日の検討はこのあたりということにさせていただきたいと思っておりますが、阿南長官から御発言をいただく予定になっております。長官、どうぞよろしくお願いいいたします。

阿南長官 ありがとうございます。皆様、回を重ねて今回で4回目の指針検討会になりましたけれども、熱心な御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

私は、この8月9日で消費者庁長官を退任することになりました。大変な2年間で

したけれども、多くの皆様の御支援と御協力のおかげで、念願だった消費者裁判手続特例法などを始めとして大きな法律を実現することができました。大変お世話になりました。心よりお礼を申し上げたいと思います。この指針の検討はもうしばらく続けていただくこととなりますけれども、新しい制度ができるだけ早く、円滑にスタートができますように、しっかりとしたものに作り上げていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

升田座長 どうもありがとうございました。最後となりますけれども、消費者庁から連絡事項ございましたらお願いいたします。

小田専門官 本日はありがとうございました。次回の検討会の開催は、8月25日月曜日の16時半から18時半までを予定しております。議題については、特定適格消費者団体の認定要件、特に業務規程事項について議題とする予定としております。会場等の詳細は、決まりましたら、また改めて皆様に御連絡させていただきます。消費者庁からは以上です。

升田座長 本日、非常に暑い中、御参集いただきまして、ありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。第5回の検討会もひとつよろしく願いいたします。

以上